

グラムシの市民社会論(1)思想史的一考察

Yoshida, Masatoshi / 吉田, 傑俊

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / 社会労働研究

(巻 / Volume)

36

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

175

(終了ページ / End Page)

210

(発行年 / Year)

1989-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006679>

グラムシの市民社会論 (一)

——思想史の一考察——

吉田 傑 俊

はじめに——問題の所在

イタリアのマルクス主義者、アントニオ・グラムシ (Antonio Gramsci, 1891~1937) がファシストの拘禁による獄死を遂げてからすでに五十年余がたつ。だが、彼の「獄中ノート」を中心とする政治と思想にかんする思索は、その資料的整備⁽¹⁾と研究が進展するにつれ、今日の内外に影響を強めつつある。とくに、その市民社会論とそれを軸としたヘゲモニー論は、現代の先進国における政治と思想・文化の変革の問題を検討するさいの不可欠の一要素となりつつある。

しかしながら、今日のグラムシ評価は、それがもつ独自のな問題提起のゆえに、毀誉褒貶の状況もみられる。たとえば、グラムシの市民社会論に関しては、それを拡大的に「解釈」したり、「拒否」したり、「再受容」する混乱的な状態がある。⁽³⁾とはいえ、彼の市民社会論こそは、二十世紀前半のファシズム期の政治、経済、文化の事態に正面から

対決した、現代社会を革新するための構造的分析の中軸概念でありつつ、広く現代におけるマルクス主義理論の今日の展望を切り開く一つの礎石といえるものである。したがって、グラムシの市民社会概念を正確に把握することは、今日なお必要な作業といえるだろう。

そのさい、問題となることは、グラムシにおける市民社会概念の多義性⁵ということであろう。一般に、彼の市民社会論は、「国家イコール政治社会プラス市民社会……」。いいかえれば国家とは強制の鎧をつけたヘゲモニーである⁴という有名な命題によって知られる。まさにここには、狭義の国家と市民社会を内在的に関連つけた独創的な国家論、国家概念の大胆な拡張が定義づけられている。だが、グラムシは基本的にはこの観点に立ちつつも、市民社会概念を場所によってつぎのように大きな三通りの定義で規定している。

(1) 「さしあたって、上部構造の二つの大きな『次元』を確定しなければならない。一つは『市民社会』と呼びうるもの、すなわち『私的』なもの⁵とよばれる諸機構の全体の『次元』であり、他の一つは『政治社会』もしくは『国家』の次元である。この二つの次元は、一方で⁶の支配集団が全社会において行使する『ヘゲモニー』の機能と、他方の国家や『法的』支配によって表現される『直接支配』あるいは命令の機能とに対応する。ここでの諸機能は有機的であり連関的である⁵」

(2) 「少くとも高度に発達に諸国においては、『市民社会』は非常に複雑な構造、直接的な経済構造（恐慌、不況など）の破局的な『侵入』にたいして抵抗する構造になっている。この市民社会の諸上部構造は近代戦争における塹壕体制のようなものである⁶」

(3) 「政党は、『事実としての権力』をもち、ヘゲモニーの機能、したがって『市民社会』における多様な利害を均衡

する機能を行使する。だが、市民社会は実際のところ政治社会と非常に広汎にからみあっているので、市民たちは逆に政党が支配し統治しているように感じる。不断に運動するこの現実の基礎に、伝統的な型の憲法を創出することはできない。市民社会は、国家の到着点が自己自身の終焉、すなわち自己自身の消滅であること、いいかえれば政治社会を市民社会に吸収することを主張する原理体系を創出することだけが¹⁾できる」

みられるように、ここには、市民社会についての明らかに異なる規定がある。(1)は国家とともに、「上部構造」とする規定であり、(2)は「下部構造」としての規定であり、そして(3)は「将来社会」を展望する基盤としての規定ともみられる。まさに、ここに、グラムシ解釈の多様性が成立する、多義性自体が存在するといえよう。

しかしながら、当然にも、一つの独創的な思想が成立するときには、相対する当面の歴史的社会的現実が提起するものとの対峙において、先行思想とその概念との批判的接渉、すなわち真なる意味における継承と発展を必要とするだろう。そして、グラムシの場合には、とくにその市民社会論においてはヘーゲルとマルクスの重要な成果が前提されていた。

したがって、本稿においては、まず、第一に、グラムシが継承し発展させた想定しうるヘーゲルとマルクスの市民社会論の内実を、最少限明確にすること、第二に、グラムシの市民社会論がヘーゲルとマルクスの市民社会論とどのような関係にあるのか、すなわちなにゆえに、いかに、それらに関わりどのような新たな展開をなしたのかを検討すること、第三に、グラムシがその市民社会論のうえに構築したヘゲモニー論において、グラムシの市民社会論の現代的意義を探ること、を課題にしたい。

註

- (1) グラムシの「獄中ノート」は、一九七五年にはじめて綿密な校訂を受けて出版された。
Antonio Gramsci, *Quaderni del carcere, Edizione critica dell' Istituto Gramsci, a cura di Valentino Gerratana*, 4 voll., Einaudi, 1975. 「ノート」一〜二九の内の一〜二の部分の翻訳として「グラムシ獄中ノート」(大月書店、一九八一)がある。
- (2) たとえば、代表的なものとして、Ch. Buci-Glucksmann, *Gramsci et L'État - Pour une théorie matérialiste de la philosophie*, Fayard 1975 (大津真作訳「グラムシと国家」合同出版、一九八三年)、『Joseph v. Femia, *Gramsci's political Thought*, Charendon press, Oxford, 1981. 竹村英輔「グラムシの思想」(青木書店、一九七五年)、『同「現代史におけるグラムシ」(青木書店、一九八九年)などがある。
- (3) 最近におけるブーランツァス、アルチュセールをはじめとするいわゆるネオ・マルキストたちのグラムシへの対応の状況については、John Urry, *The Anatomy of Capitalist Society - The Economy, Civil Society and The State*, Macmillan, 1981 (清野正義監訳「経済・市民社会・国家」法律文化社、一九八六年)の第二章参照。
- (4) 本論のテキストとしては、『*Selections from the Prison Notebooks of Antonio Gramsci* edited and translated by Q. Hoare and G. N. Smith, Lawrence and Wishart 1971』をおく。参照のため、種々の難点を指摘されているものであるが、『グラムシ選集』全六巻(合同出版社)の対応箇所も附す。以下、英訳ページ。選集訳ページ(巻数は①、②、等で表示)とする。p. 263. 『選集』①二〇七ページ。
- (5) *Ibid.*, p. 12 同右、③八八—八九ページ。
- (6) *Ibid.*, p. 235 同右、①一七八ページ。
- (7) *Ibid.*, p. 253 同右、④三四—三五ページ。

一、ヘーゲルとマルクスの市民社会論

グラムシにおける市民社会概念の多義性[、]という問題性を確認したうえで、その脈絡をたどり、そこにある企図を明らかにするためには、われわれはまず、グラムシの必須の前提であったヘーゲルとマルクスの市民社会論の到達点を確認しておかねばならない。グラムシの市民社会論は、のちにみるようにまさに彼らの理論との批判的対決における「発展」ともいべき現代的再編であったからである。

とはいえ、ヘーゲルとマルクスにおける市民社会論はそれ自体が一大テーマとなるべき問題であり、容易に概括しえるものではないことは明らかである。したがって、ここでは彼らの市民社会論をグラムシのそれがもつ問題性と交叉しえるかぎりにおいて、限定的な確認を行うに止めざるをえない。このような観点からするならば、この作業は、さきのグラムシの市民社会概念の多義性に則して、当面つぎの三点の枠づけによって進めるべきであろう。それは、①ヘーゲルとマルクスにおける市民社会の概念とその國家に対する關係の把握、②市民社会が「下部構造」的であるのか、「上部構造」的であるのかに関わって、とくに、ヘーゲルの市民社会の國家への止揚についてのマルクスの批判内容の確認、③市民社会と「将来社会」との關係の問題として、マルクスの市民社会の位置づけの検討ということになるだろう。この視点において、われわれは、両者がその市民社会論を集中的に展開した、ヘーゲル「法の哲学」とマルクス「ヘーゲル法哲学批判」を中心として追考してゆくことにする。

①の問題。

マルクスは、ヘーゲルの法哲学の基本的な意義をつぎの点に捉えた。「ヘーゲルは二つの固定した対立物、二つの現実的な別々な圏としての「市民社会」と「政治的国家」の分離から出発する。この分離は確かに現実的に現代国家のうちに存在する」⁽¹⁾。

ヘーゲルの市民社会 (die bürgerliche Gesellschaft) は、周知のように、倫理的実体としての「家族」と「国家」の間にある「差別態」「分裂態」として登場する。それは、倫理的実体の即自的一体性としての家族からその現実体としての国家へ至る必然的契機としてある。したがって、ここでは、「もろもろの欲求のかたまり」としての「特殊的人格」⁽²⁾と、その「利己的目的」を実現せんとして他の人格との「全面的依存性の体系」⁽³⁾ (ein System der allseitiger Abhängigkeit) すなわち「普遍性の形式」が分裂的に媒介しあっている。ゆえに、それはいまだ「外的国家」「悟性国家」にすぎない。だが、ここはまた市民社会の成員たちが、彼らの特殊性のなかの主観性を陶冶する (zähmen) 過程でもある。すなわち、市民社会は、「すべての人々の労働と欲求の満足とによって欲求を媒介し、個々人を満足させる」⁽⁴⁾「欲望の体系 (das System der Bedürfnisse)」であるが、「この体系に含まれている自由という普遍的なもの」たる「所有 (das Eigentum)」を保持する「司法活動 (die Rechtspflege)」や、「特殊の利害を一つの共同体的なものとして配慮し管理する」⁽⁵⁾「福祉行政と職業団体 (die Polizei und Korporation)」が成立している場所⁽⁶⁾でもある。

このようなものとしてのヘーゲルの市民社会の成立、国家に至る契機ではあっても国家とは別個の一つの独自の世界の成立の確認の意義はどこにあるだろうか。その意義は、マンフレート・リーデルの確な把握によれば、つぎの二点となる。第一に、ヘーゲルの市民社会概念は、全体として「古い政治的世界との断絶」の表現である。それは、アリストテレスからカントにいたる政治形而上学の国家 (Polis, Police, キツイタス civitas) を市民社会 (コイノニ

ア・ポリテイケ Koïnomia politike, ソキエタス・キヴィリス sokietas civilis) と切り離すものであった。「そのさい『市民的 bürgerlich』という表現は、その本源的な意味に対してすぐれた『社会的 sozial』な内容をうけとり、一八世紀にはなおそうであったように、もはや『政治的 politisch』という言葉と同義のものとしては使用され⁽⁵⁾ない」。では、第二にその根拠はなにか。「ヘーゲルが『市民社会』によって時代意識のうちに高めたものは、まさしく近代革命の結果そのものであった。つまり君主制あるいは革命的國家における政治の集権化を通じての、脱政治化した社会の成立と社会の重心の経済への転換である。社会はこの転換を、脱政治化した社会の成立とまさに時を同じくして『国家経済』ないしは『国民経済』における産業革命によって体験したのである」⁽⁶⁾。

では、マルクスにおける市民社会の概念はいかなるものか。マルクスはのちに「(物質的) 諸生活関係の総体をヘーゲルは、一八世紀のイギリス人およびフランス人の先例にならって、『市民社会』という名のもとに総括している⁽⁷⁾」としたが、ヘーゲルのこの市民社会概念の成立を、フランス革命が代表する「政治的革命」の成果として位置づけつつ、その基本的把握を踏襲している。「政治的革命は、人民のその共同体からの分離をそれぞれ表現しているところの身分とか団体とかギルドとか特権とかのことごとくを必然的に粉碎した。それは市民社会を一方においてはもろもろの個人、他方においてはこれらの個人の生活内容、市民的境遇を形成する物質的および精神的諸要素、といったその社会の単純な構成諸分へうち砕いた⁽⁸⁾」。

だが、マルクスは、のちに見るようにこの市民社会の止揚の作業にただちに着手するのであるが、その過程において、彼自身においても市民社会の概念の一定の多義性がみられるものである。まず、マルクスが唯物論的歴史観を確立したところの「ドイツ・イデオロギー」をみよう。

「あらゆる従来の歴史的段階上に存在するところの生産力によって条件づけられておるとともに、またこれら生産力を条件づけるところの交通形態 (Verkehrform) は市民社会 (die bürgerliche Gesellschaft) であり……この市民社会があらゆる歴史のほんとうの窠^{くそ}であり現場である……。市民社会は生産力の或る特定の発展段階の内側における諸個人の物質的交通の全体を包括する。……市民社会ということばは一八世紀において、所有関係がすでに古代的および中世的共同体から脱^だけ出たときに現われた。市民社会らしい市民社会はやつとブルジョアジーとともに展開する。国家と爾余の觀念論的^ウ上部構造の土台をいつでもなしているところの、じかに生産と交通から展開する社会組織がその間ずつとこの名称でよばれつづけてきた」。

ここで明らかなことは、マルクスはこの段階では、市民社会を二通りに規定していることである。一つは、(A)あらゆる歴史に貫徹する「交通形態」、すなわち後に「生産関係」と規定される社会組織として、国家等の諸上部構造の「土台」をなすものとしての広義の市民社会であり、二つは、(B)古代的および中世的共同体から区分される十八世紀に登場する「ブルジョア社会」としての狭義の市民社会である。但し、それも、「土台」をなすものには変りない。

これによつて、さしあたり、①の問題について確認できることは、ヘーゲルとマルクスの市民社会論が共通に、十八世紀以降の近代に政治社会としての国家とは別個に、独立的に成立した「経済的」な社会組織であること、だが同時に、それはヘーゲルにおいては再び国家の契機として、マルクスは国家をその上部構造にするものとして、国家との不可分離的な関係にある、ことといえよう。ただし、マルクスにおいては、それは汎歴史的な「生産関係」として措定されてゆく点で、ヘーゲルとの相異をなすものである。だが、それはつぎの段階で検討されねばならない。

②の問題

市民社会は、ヘーゲルそしてマルクスにおいても基本的に「否定態」であることにおいて相異なる。ここから、両者における市民社会の止場の内実と方向の問題があらわれる。

ヘーゲルの市民社会は、それが「外的国家」「悟性国家」であるがゆえに、「その真実の基礎」たる国家への移行に向う。その内的契機はあの「福祉行政」と「職業団体」であり、外的契機は市民社会の上に構成される「国内体制 (die innere Verfassung)」としての「君主権」「統治権」「立法権」らの諸組織である。前者の福祉行政は「市民社会の特殊性のうちに含まれている普遍的なものを、もろもろの特殊な目的と利益をもっている大衆を保護し安全にするための一つの外的な秩序ならびに対策として、実現しかつ維持する」ものであり、商工業身分の労働組織たる「職業団体」は「共通のものとして、同輩関係としての組合という形で現実に顕現することによって、おのれの特殊なものをめざす利己的目的は、同時に普遍的目的であることが理解され、かつ実証される」ところのものである。また、後者の君主権は「国家の人格性」「国家の自己確信性」である。統治権は「市民社会が万人に対する万人の個人的利益の闘争場であるとともに、この個人的利益が共同の特殊な要件に対して衝突する場でもあり、さらにはこの二つがいつしよになって国家のいつそう高い見地と指令に対して衝突する場」であるとき、「普遍的國家利益と法律的なことがらを、これらの特殊の諸権利のなかでしつかりと維持し、後者を前者につれもどす」ことに従事する。そのさいこれに携る「政府構成員と官吏 (die Staatsbeamten)」は「国民大衆の教養ある知性と合法的な意識が所属する中間身分」であるが、彼らは「国家のもろもろの機構や要求の本性に対していつそう深くて包括的な洞察を具え……、議會なしでも最善のことができる」ものである。さらに、君主権と統治権の間にある立法権としての「議會」(die

Stände)の任務は、「普遍的要件としての公事を……多、く、の、人、々、の見解と思想という経験的普遍性としての公衆の意識を、そこにおいて顕現させることである」⁽¹⁶⁾。すなわち、議会は「一方では政府一般、他方では特殊的な諸圏と諸個人とに解体した国民」の間になつ「媒介機関 (vermittelndes Organ)」である。したがつて、「議会という要素においては、私的身分 (Privatstand) が政治的、な、意義 (politische Bedeutung) とはたらきをもつようになる。……国家のうちの現実的な特殊なもの、は、ただこのようにしてのみ、普遍なものへ真実に結びつく」⁽¹⁷⁾。

ヘーゲルにおいては、こうして市民社会はいつたん政治社会としての国家に對立的に成立したにもかかわらず、国家へと包摂されるべきものである。そのさいの市民社会への必然的な移行の論理は、一貫して「特殊的」な原理から「普遍的」な原理への移行が主軸となつている。「万人の万人に對する鬭争の場」たる市民社会は、その「普遍性」を欠如した「特殊性」を原理とするがゆえに、そこにおける諸組織（「私的」な職業団体をふくめて）とその運動そして成員の意識は、自ら国家への包摂へと向うのである。したがつて、この過程は、「経済社会」としての市民社会がその基礎の上に構成される「政治体制たる国家」によつて自らの特殊性と普遍性の分裂を止揚するとき、「下部構造」たる市民社会の「上部構造」たる国家への「収束」の過程として規定しえるものである。

このようなヘーゲルの市民社会の国家への止揚を根底的に批判したのがマルクスであつた。その批判は、まず總括的には、この過程における「特殊の原理」から「普遍的原理」への觀念的形態に向けられ、それは「論理的汎神論的神秘主義」と捉えられる。つまり、ヘーゲルにおいては「理念は主体化され、そして家族と市民社会との国家にたいする現実的な關係は理念の内的な、想像上の、はたらきと解される。家族と市民社会は国家の前提であり、それらは元々アクティブなものなのであるが、思弁のなかであべこべにされる」⁽¹⁸⁾。「家族と市民社会が政治的國家へ移りこんで

いく移行は、即、自、的、に国家精神であるところのそれら両圏の精神が、こんどは実際にまたそのそのような国家精神として己れに相対し、そしてそれら両圏の芯髓として己に對して現、実、的、的、であるといった移行である。それゆゑにこの移行は家族等々の特殊、的、本質と国家の特殊の本質から導き出されるのではなくて、必然、性、と自由との普遍的關係から導き出される⁽¹⁹⁾。ここには、市民社会と国家という現、実、的、なものとの關係と移行が、まずその關係が觀、念、的、なものにおき換えられ、それによつて主導され他の現、実、的、なものに移行する論理が明確に究明されているといえよう。

マルクスは、さらにヘーゲルの市民社会と国家の統一、その擬、制、的、統一、の具體的過程を追求する。そして、それを統一されるべき市民社会と国家の矛盾の露呈として摘出する。

マルクスはいう、「ヘーゲルにおける比較的深いところは、彼が市民社会と政治的社會の分離を一つの矛盾と感じている点にある⁽²⁰⁾」。この点が、統治権の官僚制 (die Bürokratie) や立法権の議會に則して究明される。官僚制は「國家意識」「國家意志」「國家勢力」である以上、「それは普遍的利益の想像上の特、殊、性、官僚制自身の精神を衛、ら、む、る、た、め、に、特殊の利益の想像上、の普遍性、職業団体 (die Korporation) の精神を衛、ら、ね、ば、な、ら、な、い、……官僚制は一つの想像上、の勢力としての職業団体を望む。もちろん個々の団体もまたこの願望を己が特殊の利益のために官僚制にたいしてもちはするが、しかし職業団体は官僚制が己れならぬ他の職業団体、己ならぬ他の特殊の利益に抗らつてくれることを望む。……職業団体は市民社会の、國家に成ろうとする試みであるが、しかし官僚制はみずから現、実、的、に市民社会にしたところの國家である⁽²¹⁾」。また、「ヘーゲルは市民社会の内部での『普遍的國家利益と法……』の『配慮と取扱い』のために『代理者』を通して『國家そのもの』、『統治権』をはいりこませるのであつて、彼によればもともとこれらの『統治代理者』、『行政担当の官吏』は『市民社会』の『のではなくてかえつて『市民社会』に『對立する』

ところの眞の「国家代表」なのである。国家と市民社会の内にはなくて外に在る。つまり国家は市民社会の内にはなくて外に在る⁽²²⁾。

つぎに、議会の位置づけである。マルクスはヘーゲルの議会が国家、政府と国民の「媒介機関」であることについていう、「議会は国家と市民社会との間の綜合である。しかし議会が矛盾する両意向を自己のうちで一つにするにはどうすべきは述べられていない。議会は国家と市民社会との、国家における、定立された矛盾である。と同時に議会はこの矛盾の解消の要求がある⁽²³⁾」。また、議会において「私的身分が政治的意義をもつ」ことにかんじていう、「ヘーゲルは市民社会と政治的国家の分離を知っているが、しかし彼は国家の内部において国家の一体性が表現されていることを望んでいるのであり、しかもこれを、市民社会の諸身分 (die Stände) がまたそのような諸身分のままで、立法をする社会の議会的要素 (das ständische Element) を成すというかたちで成就されるのだそうである⁽²⁴⁾」。

マルクスは、こうして、ヘーゲルにおける市民社会と国家における、ヘーゲルが認識している現実上の「分離」と、彼が願望する「統一」、すなわち市民社会の国家への止揚の破綻を確認する。その結論はこうである。ヘーゲルの「国家」において、「市民社会と国家」したがって「公民と市民」(der Staatsbürger und der Bürger) が分離していることである。すなわち、「現実的市民として彼は我が身が或る二重の組織のうちにあるのを知る。すなわち官僚制的組織——これは彼岸的国家である統治権の一つの外的、形式的規定であつて、彼とその自立的現実性には触れるところはない——と社会的組織、市民社会の組織である。しかしこの後者の組織においては彼は私人として国家の外にあり、この組織は政治的国家としての政治的国家には触れるところがない⁽²⁵⁾」。つまり「政治的解放は人間を、一面においては市民社会の成員、エゴイスト的な独立的個人へ、他面においては公民、精神的人格へ還元することである⁽²⁶⁾」。

ここに、明らかなことは、ヘーゲルの市民社会の国家への止揚の企図は、マルクスの批判に照らせば理論的には破産すべきものであったということである。分裂態としての市民社会を、その上に立つ政治体制としての国家が自らに収束し「倫理的実体」を作ることは、本来不可能なのであった。しかし、マルクスが他面で明らかにしたことは、ヘーゲルの理論は現実的には不純な形で実現したことであつた。それが、フランス革命に代表される「政治的解放」であつた。古い政治的社会と分離した市民社会は、再度、自ら新しい政治社会を疎外的に作り上げたのであつた。

この観点からヘーゲルの市民社会論の成果としてここに確認すべきことは、この新しい政治社会としての国家の内、部での、国家的勢力と市民社会的勢力の分裂と抗争およびその「統一」を把握したことにあるといえよう。ヘーゲルは、それを官僚制と職業団体、政府と国家の対立として描いたのである。ヘーゲルが、市民社会と国家の融合的統一の破綻において捉えた、国家という上部構造次元における「国家的」契機と「市民社会的」契機（それ自体は「下部構造的」側面をもつた）との分離と結合の視点こそは、のちのグラムシの市民社会論の展開の前提たるものといえよう。

③の問題。

では、ヘーゲルのこのような市民社会論の批判をとおして、マルクス自身はどのようにして市民社会の止揚の課題に対処したのか。そして、それは来たるべき将来社会とどのような関係をもつのか、それがつぎの課題である。

マルクスがヘーゲルの国家に最初に対置したのは「民主制 (die Demokratie)」であつた。それは、ヘーゲルの国家が依然として国家と市民社会の対立、公民と市民の分裂を止揚できないものであるとき、制度と人間、形式と内容、

普遍と特殊の真の一致をめざすものである。「ヘーゲルは国家から出発して、人間を主体化された国家たらしめ、民主制は人間から出発して、国家を客体化された人間たらしめる。……（共和制では）人間が掟おきてのために在るのではなく、掟が人間のために在るのであり、掟は人間的、定在であるのにたいし、他の国家諸形式においては、人間が掟的、定在である。これが民主制の根本的相違点である。……爾余のあらゆる国家形成体はある一定の特殊な国家形式である。民主制においては形相的原理が同時に質料的原理である。それゆえに民主制にしてはじめて普遍と特殊との真の一体制である」。

では、このような普遍的解放は、誰によって担われるのか。マルクスはこの課題の究明に向け急速に歩を進める。そしてその解答は、フランス革命が樹立し、ヘーゲルが合理化したところの市民社会の成立政治的解放の部分的に求められる。政治的解放はなぜ「部分的」で「政治的」であったのかと問い、答える。「それは市民社会の一部が己れを解放して普遍的支配の地位に達するがゆえであり、或る特定の階級がその特殊な立場から社会の一般的解放を企てるがゆえである。この階級は全社会を解放するが、ただしそれも、全社会がこの階級の立場に在るという前提、したがって例えば金と教養を所有しているか、もしくは任意に獲得しようという前提、のもとにおいてのみである」。

では、このような部分的な「政治的革命 (die politische Revolution)」にたいして「人間的解放 (die menschliche Emanzipation)」としての「一般的解放」を担うものは誰か。「それはラディカルな鎖をつけた一階級の形成のうちにある。この市民社会の一階級は市民社会のいかなる階級でもなく、この市民社会の一身分はあらゆる身分の解消であり、この市民社会の一つの圏はその全盤的苦難のゆえに或る全般的性格を所有して、いかなる特別な権利をも要求することはない。……とどのつまりそれは己れを社会の爾余のあらゆる圏から解放することなしには、したがっ

て社会の爾余のあらゆる圈を解放することなしには、己れを解放することのできない圈であり、一言にして尽せば、人間の全き喪失であり、それゆえにただ人間の全き取り戻しによつてのみ己れ自身を獲得しうる圈である。社会のこの解消が一つの特殊な身分として存在するのがプロレタリアートにほかならぬ⁽²⁹⁾。

マルクスはいまや、国家による市民社会の融和的吸收によつて倫理的現実体の実現をめざしたヘーゲルに対して、市民社会そのものを根底的に止揚することによる倫理社会の実現を対置する。ここでは、すでに普遍的な国家形態である「民主制」概念も不要となり、それをも吸収した「共産主義 (Kommunismus)」の概念が出現する。それは、市民社会の支配原理でありしたがつて疎外された労働の根拠でもある私的所有 (Privateigentum) の止揚を実現する真の倫理的実体をめざすものであった。それは、「人間の自己疎外としての私的所有の積極的な止揚としての共産主義」それゆえに、人間による、人間の本質の現実的な獲得としての共産主義。それゆたに、完全な、意識的となつた、そしてこれまでの発展の富全体の内部で生成したところの、人間の——一個の社会的な、すなわち人間的な人間としての人間の、自己にとつての帰還としての共産主義⁽³⁰⁾であつた。

われわれは、こうして、マルクスにおける市民社会とそれを止揚するべき方向と内実、その共産主義への過程を概略的に追考した。それは、端的にいえば、ヘーゲルが把握した近代社会と市民社会の成立とその矛盾の確認およびその止揚の方向の批判的改作による、現代社会と現代史創出の展望の設定であつたといえよう。だが、ここで問題となるのは、この市民社会とそれを止揚する将来社会の関係、すなわち、その止揚の過程の具体的方法にかかわつて生じる、市民社会の位置づけの問題である。これについて最少限の把握をして必要がある。さきに、われわれは、マルクスの市民社会概念には、(A) 広義の歴史を貫通する「生産関係」、土台としての市民社会と、(B) 十八世紀以降に登場

する「ブルジョア社会」としての狭義の市民社会があることを確認した。われわれがここで留意しなければならないことは、マルクスが自身の思想を展開するなかで後者の狭義の市民社会概念をさらに二通りに使用しているかにみえる点である。

その一つは、(C)「ブルジョアジーについては、われわれは二つの局面を区別しなければならない。すなわち、ブルジョアジーが封建制度と絶対君主制との支配体制とのもので自己を階級として構成した局面と、すでに階級として構成されたブルジョアジーが、社会をブルジョア社会 (une société bourgeoise) にするために封建制と君主制とを転覆した局面とが、それである。……労働者階級は、その発展の過程において、諸階級とその敵対関係を排除する一つの共同社会 (une association) をもって、ふるい市民社会 (l'ancienne société civile) におき代えるであろう。そして、本来の意味での政治権力はもはや存在しないであろう。なぜなら、まさに政治権力こそ、市民社会 (la société civile) における敵対関係の公式の要約だからである」⁽¹⁹⁾。

他の一つは、(D)「封建社会の没落から生まれた近代のブルジョア社会 (moderne bürgerliche Gesellschaft) は階級対立を廃止しなかった。それはただ、新しい階級、新しい抑圧の条件、新しい闘争形態を、古いものにおきかえたりすぎない。けれども、現代、すなわちブルジョアジーの時代は、階級対立を単純にしたという特徴をもっている。全社会は、敵対する二大陣営に、直接に相對する二大階級に、すなわちブルジョアジーとプロレタリアートとに、ますます分裂していく」⁽²⁰⁾。「階級と階級対立のうえに立つ旧ブルジョア社会に代わって、各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるような一つの結合社会 (eine Assoziation) が現われる」⁽²¹⁾。

ここには、市民社会を軸として、自由な協同体に向う途すが二通りの仕方で見えられているといえよう。(C)は、

古い市民社会 (B) の規定からすると古代的、中世的共同体) ↓市民社会 ↓協同体の方向であり、(D) は、階級社会の一部としてのブルジョア社会、↓無階級社会としての協同体の方向である。われわれは、いま(C) を広義の「交通」形態、生産と交通、所有の観点からする系列であり、(D) を狭義の「交通」形態、生産関係の観点からする系列として捉えらるるだろう。当然に、この二系列はマルクスにおいては一貫して統一的に把握されていたし、捉える必要があったといえよう。⁽³⁾そして、このようなマルクスの重層的な市民社会概念もまた、グラムシ市民社会論の重要な前提であったといわねばならない。

以上、われわれは、グラムシの問題意識に沿う形で、限定的にヘーゲルとマルクスの市民社会論を概観した。これを前提として、いまやグラムシの市民社会論の検討に入らねばならない。

註

- (1) K. Marx, *Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie*, Marx Engels, Werke, Band I, Dietz Verlag, S. 275 【<ゲル法哲学批判>】『マルクスエンゲルス全集』第一巻「三二一ページ(以下「M. E. W. と『全集』と略す)」
- (2) Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Hegel Werke in zwanzig Bänder, Suhrkamp Verlag, Band 7, S. 339 【法の哲学】(藤野涉、赤沢正敏訳、『世界の名著35』中央公論社、一九六七年) 四一三ページ。
- (3) Ebenda, S. 340 同右、四一四ページ。
- (4) Ebenda, S. 346 同右、四二二ページ。
- (5) Manfred Riedel, *Studien zu Hegels Rechtsphilosophie* Suhrkamp, S. 146 【<ヘーゲル法哲学>】(清水正徳、山本道雄訳、福村出版、一九七六年) 一五七ページ。

- (9) Ebenda, S. 156 同右' 一六八ページ。
- (7) Marx, *Zur Kritik der Politischen Ökonomie* M. E. W., Band 13 S. 8 『全集』十三卷' 六ページ。
- (8) Marx, *Zur Judenfrage*, M. E. W., Band 1, S. 368 『全集』一卷' 四〇五ページ。
- (6) Marx, F. Engels, *Die deutsche Ideologie*, M. E. W., Band 3, S. 36 『全集』三卷' 三二二ページ。
- (10) Hegel, a. a. O., S. 393. 同右' 四十三ページ。
- (11) Ebenda, S. 394 同右' 四七四ページ。
- (12) Ebenda, S. 445 同右' 五三一ページ。
- (13) Ebenda, S. 458 同右' 五四五ページ。
- (14) Ebenda, S. 464 同右' 五五二ページ。
- (15) Ebenda, S. 469-70 同右' 五五八ページ。
- (16) Ebenda, S. 468-69 同右' 五五七ページ。
- (17) Ebenda, S. 473 同右' 五六一ページ。
- (18) Marx, *Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie* a. a. O., S. 206. 『全集』一卷' 二三六ページ。
- (19) Ebenda, S. 208 同右' 二三九ページ。
- (20) Ebenda, S. 279 同右' 三二四ページ。
- (21) Ebenda, S. 248 同右' 二八二ページ。
- (22) Ebenda, S. 251-2 同右' 二八五〜六ページ。
- (23) Ebenda, S. 290 同右' 三〇五ページ。
- (24) Ebenda, S. 277 同右' 三二三ページ。
- (25) Ebenda, S. 281 同右' 三一六〜七ページ。

- (26) Marx, *Zur Judenfrage*, a. a. O., S. 370 同右、四〇七ページ。
- (27) Marx, a. a. O., S. 231 同右、二六三—四ページ。
- (28) Marx, *Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie Einleitung*, a. a. O., S. 388 同右、四二四ページ。
- (29) Ebenda, S. 390 同右、四二七ページ。
- (30) Marx, *Ökonomische-philosophische Manuscripte*, M. E. W. Ergänzungsband, S. 536 『経済学哲学手稿』(藤野涉訳、国民文庫版) 一四五—六ページ。
- (31) Marx, *Misère de la Philosophie*, Fac-similé de L'exemplaire personnel de L'auteur. Aoki Shoten 1982, P. 176-177。『全集』四卷、一八九—一九〇ページ。
- こゝでの「市民社会 *Société civile*」を「ブルジョア社会」に対して、独自の「政治的な国家との緊張のもとに立つ近代的社会空間」として対置する主張がある(平田清明「グラムシの市民社会概念によせて」『生きているグラムシ』社会評論社、一九八九年、一二四ページ)。だが、こゝでの市民社会は広義の「交通形態」としての市民社会ではあつても、そのような独自の領域とはとれないといえる。一般に、平田氏のこのような観点に立つ「市民社会論」とグラムシの市民社会論の比較はこゝでのテーマではないが、本論の論旨は両者の異質性を示すものになるだろう。
- (32) Marx, *Manifest der Kommunistischen Partei*, M. E. W. Baud 4, S. 463 『全集』四卷、四七六ページ。
- (33) Ebenda, S. 482 同右、四九六ページ。
- (34) たとえば、この点に関しては、「中期」マルクスの『経済学批判要綱』のあの有名な人類史の三段階説(それは「(人間的)活動と生産物との一般的な交換」の視点から捉えられている)にも明確であろう。「人格的依存関係(最初はまったく自然的)は最初の社会形態であり、そこでは人間の生産性はごく小範囲でまた孤立した地点でだけ発展する、物的依存性のうえにきざられた人格的独立性は第二の大きな形態であり、そこで一般的な社会的物質代謝、普遍的な対外諸関係、全面的な欲望、そして普遍的な力能といった体制がはじめて形成される。諸個人の普遍的な発展のうえに、

また諸個人の社会的力能としての彼らの共有的・社会的な生産性を従属させることのうえにきずかれた自由な個性は、第三の段階である。第二段階は第三段階の諸条件をつくりだす。したがって家父長的な状態も、古代の状態（同じく封建的な状態）も、商業、奢侈、貨幣、交換価値の発展とともに崩壊し、これらと同一歩調で近代社会（die moderne Gesellschaft）が成長する」（*Marx, Grundriss der Kritik der politischen Ökonomie, Dietz Verlag, 1953, S. 75-76*。「経済学批判要綱」高木幸二郎監訳、大月書店版）第一巻、七九ページ）。「交換価値に立脚したブルジョア社会の内部で、この社会を爆破するためのそれだけの数の地雷を意味する交易関係ならびに生産関係が生みだされる。……今日あるがままの社会のうちに、階級なき社会のための生産諸条件とそれに対応する交易諸条件（die materiellen Produktionsbedingungen und ihren entsprechenden Verkehrshäufnisse）とを隠蔽された形で見いださなければ、いっさいの爆破の試みは、ドンキホーテ的な企てとなるであろう」（*Ebenda, S. 77*、同訳、八〇ページ）。

二、グラムシ市民社会論の成立と特質

グラムシの市民社会論はなにかを明らかにすることが、ここでの課題である。そのさい、われわれは、それがすでに概観したヘーゲルとマルクスの市民社会論にたいしてどのような関係にあるのか、その特質と背景とはなにかを中心に検討する必要があるだろう。そして、その際の焦点は、さきにもみたグラムシの市民社会論の多義性が何を意味するのか、そこに一貫する脈絡は何かを明らかにすることである。

グラムシ市民社会論を検討するさい、まず確認しなければならないことは、第一に彼がヘーゲルやマルクスの思想や基本的概念、すなわち市民社会と政治社会、職業団体や官僚制、そして倫理国家などを直接的に継承していること、

第二に、しかしながら、それらをその歴史的条件において位置づけ、その後の歴史的展開の中で再構成しようとする観点と方法である。まずグラムシのヘーゲルとマルクスにたいする総括的な評価をみることによって、両者の歴史的、思想的スタンスの相異を確認しよう。

「国家の『私的な』よこ糸としての政党や結社についてのヘーゲルの理論。この理論は、歴史的には、フランス革命の政治経験から引きだされたもので、立憲政治に豊富な具体的性格を与えることができた。政府は、被治者たちの同意をうる。しかも、それは組織された同意であつて、選挙において表現されるような、一般的であいまいな同意ではない。国家は同意をえ、同意を要求するが、同意は政治的、組合的団体を通して、この同意を『教育』もするのである。しかし、これらの団体は私的な機関であつて、支配階級の私的なイニシアティブにゆだねられている。この意味において、ヘーゲルはすでに純粹な立憲主義をのりこえ、政党制度をともなつた議會制国家を理論づけていた。しかし、彼の団体についての観念はまだあいまいで初歩的で政治と経済の区別が不明確であつた。それは、その時代の歴史的経験のせいによるものであつて、それは非常に制限されていて、完成した団体の唯一の例は『同業組合』（経済に接ぎ木された政治）だけであつた。マルクスはヘーゲルにまさる（少くとも大いにまさる）歴史的経験をもつことはできなかつたが、彼のジャーナリストイックなそして煽動的活動の結果として、大衆の観念をもつていた⁽¹⁾。ここには、すでに、フランス革命以後の状況下に、ヘーゲルやマルクスが、国家内部において『私的な』すなわち市民社会的要素をもつ団体が登場すること、また国家がそれらを被治者たちの『同意』をえることに動員する事態、すなわち、国家と市民社会の抗争と融和さらに国家の新しい形態の契機を見いだしていることが、まず確認されている。だが、グラムシは、この事態が一八四八年以後、大きく変化することを指適する。「一八四八年以後、現代の政治技

術はトータルに変化した。議会制度や組合、政党組織が拡大し、巨大な国家と「私的な」官僚（政治的—私的な、つまり政党や組合に属する）が形成され成長した。広い意味での行政組織のなかに、それは犯罪抑止に向けられる業務だけではない、支配階級の政治的、経済的支配をまもるため国家と私人たちによって組織された力の総体を意味するものだが、変化が生じたのである⁽²⁾。そして、このような政治的状况の歴史的变化は、現代の「カエサル主義」の危機的事態への一つの対処として捉えられるのである。一般に、カエサル主義とは、カエサル、ナポレオン一世、ナポレオン三世が「裁定的」に解決した歴史的状况、すなわち「闘争する諸勢が破局的な態度で均衡しあう、すなわち、闘争の継続が互いの共倒れにおいてより終局しえない方法で均衡しあう状況⁽³⁾」である。しかるに、「現代世界では、破局的な見通しをとまなう均衡は、激しい流血の争いの過程の後にも最終局面では融合し統一しうる勢力間には生じないのであって、その対立が、歴史的に解決不可能であり、カエサルの形態の出現によってとくに深化するような勢力間のあいだに生じるのである」⁽⁴⁾。

このような、現代における国家形態、政治形態の重大な変化を伴う社会全体の危機的様相は、いうまでもなくマルクスが明らかにした現代の市民社会、すなわちブルジョア社会の危機、階級闘争の発展によるもの以外にない。グラムシが対処した歴史的局面はこの状況、さらにその極点としての二十世紀の激動期、ロシア革命後のファシズム的反动化の政治的局面であった。そして、そのさいに、この局面での階級闘争の主戦場であり、変革の場として設定したのが「市民社会」であったといえよう。以下に、われわれは、さきに示した、グラムシの多義性をふくむ市民社会概念の成立を、その基盤をなす歴史的背景のもとに、その特質と意義を考察してゆきたい。その順序としては、(1)「上部構造」としての市民社会、(2)「下部構造」としての市民社会、(3)「将来社会」を展望する基盤としての市民社会で

あり、その上で、全体としての連関を探りたい。⁽⁵⁾

(1) 「上部構造」としての市民社会

グラムシの市民社会概念は、なによりまず「政治社会」すなわち狭義の国家とともに「上級構造」の二つの次元として捉えられた。それは、彼の当面する具体的な歴史的状況が提起する、具体的実践的な対応の中から生起するものであった。

「一九一七年に東方で適用されて勝利をもたらした機動戦 (the war of manoeuvre) から西方で唯一の可能な形態である陣地戦 (the war of position) への転換は必要であるということは、イリツチが理解していたと私には思える……これが『統一戦線 (the "United Front")』の方式を意味するように思えるものだ。……イリツチは、しかしながら、この方式を発展させる時間をもたなかった。基本的任務が国民的なものであり、つまり地形の認識や、市民社会の諸要素によつて代表される塹壕や要塞の諸要素の確定などが必要であったにせよ、彼がこの方式を理論的に発展させることだけはできたということを考慮に入れてもである。東方では国家がすべてであり、市民社会は初源的でゼランチン状であった。一方、西方では国家と市民社会の間には正確な関係があり、国家が動揺すると市民社会の強固な構造がすぐに姿を現わした。国家は前方塹壕にすぎず、その背後には要塞と砲台の強固な連鎖があった」。

ここには、すでに、包括的で漸進な問題提起がみられる。東方と西方、国家と市民社会そして機動戦と陣地戦が実践的な戦略・戦術のもとに対称的に構成され設定されているのである。そして、西方においては市民社会を前提とする機動戦こそが普遍的な革命戦略として位置づけられねばならないことが強調され、措定されたのであった。もとも

と、この「機動戦」「陣地戦」の概念は、当時のローザ・ルクセンブルクの小冊子「ゼネラル・ストライキ」や「政党と組合」へのコメントから提示されたものであった。ただし、彼は、そこに「ある種の『経済主義的』、自然成長論的偏見 (a certain "economic" and spontaneist prejudice)」⁽⁷⁾をみた。グラムシによれば、機動戦はなるほど「敵の防禦線に突破口を開く」⁽⁸⁾ものではあるが、「陣地戦は、実際には真の固有の意味での塹壕から構成されるだけではなく、前線部隊の背後にある領域の、組織体制や産業体制の全体からも構成される」⁽⁹⁾ものだからである。しかも、グラムシは、この認識をローザへの対置として設定しただけではない。「永久革命」についてのプロンスティンの有名な理論は、機動戦の理論の政治的反映ではないか検討されるべきである。……この場合プロンスティンは、「西欧主義者」であるかにみえるけれども、実はコスモポリタンなのである。つまり表面的に国民的であり表面的に西欧的、ヨーロッパ的であるにすぎない、といえるだろう。これに反して、イリイチは、深く国民的であり、深くヨーロッパ的であった⁽¹⁰⁾。このように、「機動戦」と「陣地戦」は、「コスモポリタン」⁽¹¹⁾的であるトロツキと、「西欧的」であるレーニンの戦略の相異としても設定されたものであった。グラムシによれば、「永久革命」とよばれる政治概念は、一七八九年からテルミドールまでのジャコバン党の経験を科学的に完成した表現として、一八四八年以前に生まれたものである。当時においては、巨大で大衆的政党や大きな経済組合もまだ存在せず、国家機構は相対的に発展がおくられており、国家活動からの市民社会の自律性がより強かった。だが、一八七〇年以後の時代には、ヨーロッパの植民地主義の伸長によって事態は大きく変化し、国家の国内的、国際的組織関係はより複雑により巨大になったのである。かくして今や「近代民主主義の巨大な機構は、国家組織としても市民社会における諸団体の総体としても、陣地戦の前線の『塹壕』や恒久的な要塞を構築する。それらは、以前は戦争の『全体』であった運動の要素を、たんに『部分

的に」してしまふ⁽¹²⁾」。

かくして、グラムシの市民社会概念は、まず、現代的な歴史的展開——前世紀末以来の西欧における帝国主義的段階における国家の国内的、国際的關係における巨大な変化に対応する実践的観点から導出されたものとして確認しよう。それは、なにより、西欧列強国の帝国主義的対外侵略に則応した国内支配、すなわち国家が自らの中に巨大に伸長してきた政党や組合その他の諸団体からの市民社会的諸要素を包摂しつつ、新たな堅固な壟壕や要塞によって武装しつつある段階での階級闘争の場を設定するための必須の概念であったのである。けだし、グラムシの市民社会は、階級闘争が「機動戦」から「陣地戦」へ転換しなければならぬ時期に、向うべき敵としての国家概念の再編成、国家概念の拡張のさいの不可欠な契機として導入された概念として受けとめねばならないのである。

ここにおいて、彼の「国家とは強制の鎧をつけたヘゲモニー」というさきの規定の現代的、実践的な意味が理解しよう。「国家はふつうに政治社会（すなわち、所与の時代の生産様式と経済に人民大衆を適応させるための独裁または強制装置）として理解されていて、政治社会と市民社会との均衡（すなわち、教会、組合、学校、等々のいわゆる私的組織をつうじて民族社会全体にたいして行使される「社会グループのヘゲモニー」としては理解されていません⁽¹³⁾」。まさに、この観点こそ、われわれがさきに確認した、ヘーゲルとマルクスにおける、国家における政治社会と市民社会要素の対立と抗争の認識の現代的展開、またレーニンの「陣地戦」思想の実践的発展といえるものである。さらに、注目しなければならないことは、この国家において行使される、支配者階級による私的ヘゲモニーこそを被支配者階級が逆手によって、変革の一つの重要かつ不可欠な契機をして行使するところに、グラムシのヘゲモニー論があることである（この点については次章で検討する問題である）。

最後にふれねばならないことは、この国家内部の政治社会「独裁または強制装置と市民社会」へゲモノーの機能の連関についてである。グラムシにおいては、この両者は、一方が他方に収束、解消しえない、国家における不可分離の両側面ということである。すなわち、「グラムシ自身にとつては市民社会と政治社会との相違は、たんに方法的なもの、有機的なものではない、ということをも、念頭に置かねばならない」のである。そのことは、グラムシ自身が、マキャリペリの「君主論」の解釈として引きだしていることである。「明確にし、発展させねばならないいま一つの課題は、政治行動と国家生活のなかでの『二重の展望』である。……それらは、強制と同意、オーソリテイとヘゲモノー、暴力と文明、個別の契機と普通の契機（『教会』と『国家』）、煽動と宣伝、戦術と戦略等々である」。このように、グラムシの市民社会概念は、国家の他の契機、狭義の国家としての政治社会がそこに収束されるものでは決しない。国家はまさに両者の「二重」性において捉えられるのである。彼は現代において、増大するこの市民社会契機を国家の一契機として設定することにより、国家概念を拡張し、階級闘争の目標とそれを転換する新たな方法の主軸を立てたのであった。これが、グラムシの「上部構造」としての市民社会概念の位置づけであった。

(2) 「下部構造」としての市民社会

グラムシは、政治的社会と対をなしつつ、「陣地戦」に対応する堅固な機構をそなえた現代国家の不可欠な一要素としての、「上部構造」としての市民社会を設定しつつも、「この市民社会の諸上部構造は近代戦争における塹壕体制のようなものである」と規定し⁽¹⁶⁾もする。では、この「下部構造」としての市民社会はなにを意味するのであろうか。いうまでもなく、ここにおける土台としての「市民社会」がマルクスのいう広義の汎歴史的な「物質的生活諸関

「係」ではなく、狭義の十八世紀以降のそれを継続するものでありつつ、さらにそれを限定するものと捉えねばならぬであろう。なぜなら、それは、現代国家を規定する市民社会であり、かつ現代国家に直接に規定されなす段階の市民社会として解釈すべきものであるうからである。

いうまでもなく、グラムシが直面した歴史的事態は、一九二〇年代以降のイタリアでのファシズム下の政治状況であつた。ムソリーニが主唱したコーポラティズム⁽¹⁷⁾協調組合国家は、国家と産業界の関係を調整しつつ、大企業や労働組合を含む社会のあらゆる側面を包摂する全体主義国家を企図するものであつた。それは、国家による、市民社会の吸収を意味するものであつた。グラムシは、このような政治状況を「協調組合的傾向」の特徴としてつぎのように捉えた。それは、経済不況の現在における、国家による大衆からの貯蓄の収奪、そして私的産業、私的活動に供するための貯蓄の集中する経営者としての、中期および長期の投資者としての国家の創設となる。このような統制的干渉とともに、生産装置を発展させるために再組織する⁽¹⁸⁾。だが、この発展のなかにこそ私的イニシアティブの危機がひそんでいることによつて、国家干渉は一層強化される⁽¹⁹⁾。したがつて、「周知のものでもない、これらの（国家）要求の総体がいわゆる協調組合的諸傾向の歴史的正当化においてある。これは、主としてはなにか絶対的なものとして認識されている国家一般の止揚の形態において、資本主義の伝統的形態にとつては信頼できない、対立的な形態において現われる。その結果は、理論的には国家は小市民や知識人の中に社会的—政治的 (socio-political) 基盤をおくようにみえるが、現実には国家の構造は金権政治的に留まつており、大金融資本との結合をたちきることではできない⁽²⁰⁾」。

「陣地戦」の場である「上部構造」たる市民社会の土台として、グラムシはこのような現代国家による政治と経済の統合の場を規定するため、「下部構造」としての市民社会概念を別箇に設定したといえよう。そして、その最も原

理的形態は、アメリカニズムとフォード・テラーシステムに求められる。「アメリカ化はある特定の環境、ある特定の社会構造（もしくは少くともそれをつくりだそうとする決定的志向）とある種の国家を必要とする。この国家は、自由国家であるが、それは自由貿易主義や現実的な政治的自由の意味ではなく、自由な創意と経済的個人主義の意味における自由国家である。この国家は、それ自体の方法によって、「市民社会」の次元のうえに、歴史的発展を経て、産業的集中と独占の体制に達するのである」⁽²⁰⁾。そして、このような特定の社会構造すなわち市民社会が「工業生産を直接的に土台とする金融資本の新しい蓄積および流通機構」である。そのうえに展開されるものが「利潤率の傾向的低下の法則を克服すべく、産業がおこなう累進的な努力の過程の極点としてのフォード主義」である。それに対応するものとしての「国家的社会的装置による個々人への道徳的強制の増大」も捉えられる⁽²¹⁾。

この形態は、より具体的には、まず、生産と労働の徹底した合理化である。グラムシは、労働者および人間を「訓練されたゴリラ (trained gorilla)」とするアメリカ社会の目的についてのテラーの言葉をつぎのように要約する。すなわち、「労働者を最高度の機械的自動的労働へ展開させること、労働者の側における知性、想像力、イニシアティブの一定の積極的な参加を求めた旧式の職能的熟練労働の精神—肉体関係を分離させること、そして生産的諸作業をもつばら機械的肉体的側面に環元すること」⁽²²⁾である。その結果は高賃銀であるが、労働者にはそれを合理的に使わせなくてはならない。そこから、アルコールと性問題への闘争が生じる。「神経消耗的」労働がアルコールと性的堕落を喚起することは普通にみられることである。一団の監視団の助力をえて、彼の被雇用者の私生活に干渉し、彼らが賃銀をどう使うか、どのように生活しているかを管理するフォードの企ては、そうした傾向の徴候である。これらの徴候はまだ「私的な」、潜在的なものだが、それは、ある段階で、伝統的なピュリタリズムに接木され、開拓者

のモラルの復活としてまた「真の」アメリカとして姿を現すことによつて、国家イデオロギーとなりうる」。

このようなアメリカでの資本主義の新展開の明確であるといふ分析をもとに、グラムシはそれを包括的に規定する。すなわち、ここでは、「暴力（地域的基盤における労働者階級の労働組合主義の破壊）と説得（高賃銀、多様な社会慈善、高度に巧妙なイデオロギー的政治的宣伝）のたくみな結合によつて生産と労働を合理化すること、そうして国民の全生活を生産に沿つて回転させることが比較的容易であつた。ヘゲモニーはここ工場において生れ、その行使には、最少限の政治的、イデオロギー的な専門的媒介者だけが必要とした。ロミエがあればど攻撃する「大衆」現象は、「下部構造」が上部構造をより直接的に支配し、上部構造もまた「合理化」（単純化、少数化）されるところの「合理化」された社会の形態にはかならない」。

そして、イタリアの「協調組合主義」も、「生産と労働の、この最も先進的アメリカ的システムのイタリアへの導入の前提」として捉えられたのであつた。

このような「下部構造」としての市民社会は、どのように位置づけるべきであらうか。それは、生産と労働のシステムとしては、まさしく下部構造的のものである。しかし、それはいまや、上部構造としての国家に干渉され統制されつつ、自らを「合理化」しつつ、上部構造をも「合理化」する独自の形態である。「工場からヘゲモニーが生まれる」といふ表現が示すように、それは自らの中に強制と同意の契機を内包しつつ、その契機を階級闘争の場としての上部構造に媒介してゆく、アクティブな「下部構造」であるだろう。だが、この規定において、グラムシは、ファシズムのコーポラティズムたる協調組合主義の本質、さらにフォード・テーラーシステムが代表する現代資本主義の最先端の形態を形象化しようとしたのである。

(3) 将来社会の基盤としての市民社会

グラムシの市民社会のいま一つの規定は、将来社会としての「倫理国家」たるべきものとしての市民社会論である。さきに示した、国家において「政治社会を市民社会に吸収する」ことの、グラムシの提起はラディカルともいえよう。では、その真意はどこにあるのか、それを探らねばならない。

グラムシは、あの「国家とは、強制の鎧をつけたヘゲモニー」という規定のあとに、つぎのように書いた。「国家を、徐々に衰微し、規制社会 (regulated society) に解消されてゆくことが可能と考える国家論においては、この議論は基本的なものである。国家の強制の要素が、たえず顕著になってゆく規制社会 (もしくは倫理国家または市民社会) の要素が出現するにつれ、衰微するものと考えられることは可能である。『倫理国家』や『市民社会』の表現は、国家なき国家というこの「イメージ」が純粹科学の領域に立脚するかぎり、最も偉大な政治思想家や法思想家に現われたことを意味するだろう」⁽²⁶⁾。

ここで問題となるのは、なぜ、ここでグラムシが市民社会を規制社会、もしくは倫理国家と同義的に並置したかという点であろう。

まず、確認しておかねばならないことは、グラムシが「階級—国家が存在するかぎり規制社会は存在することができない」⁽²⁷⁾ことを明言していることである。だが、このことを前提として、グラムシは国家の「教育的」機能にふれる。

「ブルジョア階級が法思想に、したがって国家の機能にもたらした革命は、とくに順応の意志 (つまり法と国家の倫理性) という点にある。以前の支配階級は、彼らが他方の階級から自分の階級への有機的移行を仕上げようとしなかつた。つまり、彼らの領域を『技術的』にイデオロギー的に拡大しようとしなかつた意味においては、本質的に

保守的であつた。すなわち、彼らの思想はカーストの思想であつた。ブルジョア階級は、全社会を吸収することを可能とし、自ら自身の文化的経済的水準へと全社会を同化させる、不断の運動の中にある有機体として自らを押しだす。国家の全機能は変化したのであり、国家は『教育者』となつたのである。⁽²⁸⁾」

「私の考えでは、倫理的國家、文化國家について述べる最も合理的で具体的な事は、つぎの点である。全ての國家は、その最も重要な機能の一つが大多数の住民をある特定の文化的、道徳的水準にまで、すなわち生産力の發展のための必要性と支配階級の利害に合致する水準（または型）にまで、高めることができるかぎり、倫理的である。積極的教育機能としての學校と抑圧的否定的な教育機能としての裁判所は、この意味で最も重要な國家活動である。しかし、実際には、その他の多様ないわゆる私的なイニシアティブと活動——支配階級の政治的、文化的ヘゲモニー装置を形成する——がこの目的をめざす。ヘーゲルの思想は、ブルジョアジーの拡大發展が無限にみえ、その倫理性や普遍性が肯定され、全人類がブルジョアジーになるだろうとされた時期のものである。しかし、実際には、國家の終末と自らの終末を達成すべき目標として提起する社會集團だけが倫理國家、すなわち被支配者の内動分裂を終らせ、技術的道徳的に統一した社會有機体を創造しようとする國家を創造することができる。⁽²⁹⁾」

グラムシのこの重要な命題からは、およそ次の三点が導出できるだろう。第一に、國家は、その指導階級が全社會を自らの水準に、経済的にかつ道徳的文化的水準に高めぬかぎりは支配を維持し、完成できないということ、第二に、その際の政治的、文化的ヘゲモニーはむしろ主として私的なすなわち市民社會的領域において達成されるであらうことと、そして第三には、眞の倫理國家は技術的、道徳的に統一した國家を創造しうる階級だけが実現できるということである。ここには、たしかに、現代的に創造的な國家論への視点があるといえよう。従來のマルクス主義においては、

主として、上部構造たる国家は土台としての生産諸関係に規定され、規定しなおすという基本的観点の範囲において説かれてきた。だが、グラムシの国家論においては、この国家の上部構造としての能動性——道徳的文化的ヘゲモニーの側面がダイナミックに解明され、全社会を自らの内に包摂する特性が明確にされたといえる。さらに、この国家そのものの変革の問題が、ここでは「陣地戦」的な観点から、方法的に具体化され明確にされたともいえるだろう。国家自身の政治的、文化的ヘゲモニーの機能が、とくに「市民社会」的領域におけるヘゲモニーをも駆使して展開せざるをえない機能が、まさに逆転的に国家を市民社会の領域に吸収し解消するという方法的論理が規定されているからである。しかも、それは、階級を自己止揚する階級の事業として設定されているかぎり、それはマルクス主義の理論的、実践的継承・発展ではあつても、異質的なものの対置とは決していえないであろう。ただし、グラムシのこの国家論におけるさし当りの問題点としてはつぎのことが指摘しえるだろう。国家を止揚する中軸としての市民社会の設定は、その漸進的過程的、すなわち方法的な論理として形成されているのであるが、その変革的過程とその極点としての革命自体との内在的關係はどのように設定されているのかという問題である。当然、ここに市民社会におけるヘゲモニー展開の具体的あり方の問題が生起するのであるが、それは章を改めて検討する課題となるだろう。

最後に、グラムシの市民社会論の意義について若干の概括を行なおう。われわれはグラムシの市民社会の多義性という問題から出発した。たしかに、そこには「上部構造」としての、「下部構造」としての、そして「将来社会」の基盤としての市民社会概念が、一見並置されていた。だが、われわれが検討してきたように、その市民社会の多義性は、そのままに、現代の歴史的状况が生起させ現出せしめてきた多様性であり、可能性といえるものであった。現代国家たるブルジョア国家、とくに先進資本主義国家は、前世紀末から今世紀において、国内外において全社会（公的、

私的な全ての機構、団体、そしてその成員と運動)を包摂しようとしてきた。そして、この動向は、政治、経済、文化、思想その他の一切の領域において展開してきたし、いままも継続しつつある。一方では、それに対応するように、私的な組織、団体が成長、拡大した。国家はそれらの一切を統合しようとするが、その統合的支配の過程において、「強制」と同時に、それらを「同意」的装置と機能において、支配の用具化してきたのである。それが、まさに、ヘーゲルの把握した国家と市民社会の対立と融和、マルクスの解明した国家と市民社会の対立と後者における止揚の方向の、歴史における継続と展開の具体的形態であった。グラムシ市民社会論の特質は、この歴史的過程において国家から疎外される市民社会的契機(政党、労働組合、その他のすべての私的な団体と個人など)の増大と成長を前提として、それを国家内部の一契機、国家支配の一契機から国家止揚への一契機への転換と変革の機軸に移行させる試みであったといえよう。かくして、階級闘争の場としての市民社会(「上部構造」としての市民社会)は、労働と産業の場における国家と市民社会の融和と結核の増大、すなわち「経済に接木された政治」の拡大(「下部構造」としての市民社会)に規制され媒介されつつ展開し、その過程において「倫理国家」の実現への場(「将来社会の基盤」としての市民社会)ともなりうる。このような把握においてグラムシの意図した市民社会論は、一貫した形態をとつていることが理解しうるのである。そして、このようなグラムシの市民社会論は、あのマルクスの二通りの、すなわち「生産関係」的視点と広義の「交通形態」視点からする市民社会論の、交叉するところでの現代的把握であり、その現実的展開の独創的な形態といえよう。

註

- (1) *Selections from the Prison Notebooks of Antonio Gramsci*, op. cit., p. 259. 『選集』①二〇二ページ。
- (2) *Ibid.*, p. 167 同右、①一六七ページ。
- (3) *Ibid.*, p. 219 同右、①一六五ページ。
- (4) *Ibid.*, p. 169 同右、①一六九ページ。
- (5) ここでのグラムシの市民社会論の一定の区分はその問題性にもとづくものであって、グラムシ自身の思想の形成過程とは別のものである。彼の市民社会論の形成過程の文献的研究については、前掲の竹村英輔『現代史におけるグラムシ』二五～二六ページ参照。
- (6) *Gramsci*, op. cit., p. 237～238 同右、①一八〇ページ。
- (7) *Ibid.*, p. 233 同右、①一七六ページ。
- (8) *Ibid.*, p. 233 同右、①一七六ページ。
- (9) *Ibid.*, p. 234 同右、①一七七ページ。
- (10) *Ibid.*, p. 236-7 同右、①一七九ページ。
- (11) cf. *Ibid.*, p. 135-6. 同右、①二四二～二三ページ。
- (12) *Ibid.*, p. 136 同右、①二四三ページ。
- (13) 「グラムシ獄中からの手紙」3 (大久保昭男、坂井信義訳、大月書店、一九八二年) 二七ページ。
- (14) トリアツチイ「A・グラムシの思想と行動とにおけるレーニン主義」グラムシ研究所編『グラムシ研究』I (合同出版社、一九六三年) 四七ページ。ただし、ここでトリアツチイは、「主導権」と「独裁」という用語に関して、相異はあるが本質的なものではないが、「前者の用語は主として市民社会のうちに樹立される諸関係にかかわるものであり、したがって後者の用語よりも広範囲だということが出来る」としたうえで、記している。
- (15) *Gramsci*, op. cit., p. 169-170 同右、①一三四ページ。

(16) Ibid., p. 235 同右、①一七八ページ。

(17) トリアッティは、この「協調国家主義」のテーゼをつぎのように紹介している。

「(1) 国家は、社会生活をもつとも微細な面まで全面的に規定する要因である。

(2) 市民は国家にたいして要求する「権利」(いわゆる一八世紀的「自然」権)をもたない。なぜなら、あらゆる権利の源泉は国家自体にあつて、個人の意識にはないからである。

(3) 国家は、諸階級の上に位置する機関であり、どの階級も、存在するかぎりにおいて、同じ水準にあるものとみなされ、そのようにあつかわれることになる。

(4) 階級闘争は、国家の指導のもとに、ひとつの組織のなかに吸収されることになる。この組織内では、様々な生産要素(プロレタリア、半プロレタリア、ブルジョアジー)が、生産に没頭できるよりよい秩序と、生産物分配のもつとも公平な体系をつくりだすために、直接かつ有機的に協力しあふことになる。この組織が協調組国家 (Stato corporativo) である。」「ファシズムについて」【新版トリアッティ選集】1 (合同出版、一九八〇年) 八四―八五ページ。

(18) cf. op. cit., p. 313-315 同右、③五八―六一ページ。

(19) Ibid., p. 315 同右、③六一ページ。

(20) Ibid., p. 293 同右、③三二ページ。

(21) Ibid., p. 279-80 同右、③一六ページ。

(22) Ibid., p. 302 同右、③四三ページ。

(23) Ibid., p. 304 同右、③四五ページ。

(24) Ibid., p. 285-6 同右、③二三ページ。

(25) Ibid., p. 289 同右、③二七ページ。

(26) Ibid., p. 263 同右、①二〇七―八ページ。

グラムシの市民社会論 (一)

- (27) Ibid., p.257 同右、④五六ページ。
- (28) Ibid., p. 260 同右、①二〇四ページ。
- (29) Ibid., p. 258-9 同右、④五七ページ。